

【前期 第七問】

被告人 X は、以前因縁を付けられ暴行を加えられたことのある A と屋外喫煙所で再び鉢合わせた。その際、A の方から「ちょっと待て！話がある！」と呼び掛けられ、それに応じたところ、A からいきなり殴り掛かれ、一回はこれをおかわしたものの、腰付近を持たれて、屋外喫煙所付近のフェンスまで押し込まれた。A がさらに X をフェンスに押し付けながら、膝や足で数回蹴ったため、X も A の身体を抱えながら、足をからめるなどしながら抵抗した。その抵抗のひとつとして、防衛の意志をもって、A の顔面を一回殴打したところ、A はその場にあったアルミ製の灰皿を X に投げつけた。しかし、それらの行為によって A が体勢を崩したので、X はさらに A を両手で突き飛ばした。その結果、A は頭部から落ちるように転倒し、後頭部を地面に打ち付け、仰向けに倒れたまま動かなくなった(第一暴行)。

だが、X は前回の暴行や今回の暴行に対する憤りを抑えきれず、また A が再び起き上がってくることを恐れ、意識を失い動かなくなって倒れている A に対して、「俺を甘く見ているな。俺に勝てるつもりでいるのか。」などと言い、A の腹部等を足げにしたり、足で踏みつけたり、さらに腹部に膝をぶつける等の暴行を加え(第二暴行)、よって A に頭蓋骨骨折、腸間膜挫滅等の傷害を負わせた。

その後、A は付近の病院に救急車で搬送されたが、6 時間余り後に、クモ膜下出血により死亡した。尚、司法解剖の結果によると、この死因となる傷害は第一暴行によって生じたものであると断定された。

X の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁平成 20 年 6 月 25 年第一小法廷決定